

道央廃棄物処理組合公平委員会の所管に係る情報公開条例施行規
程

(平成26年5月19日公平委員会訓令第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、道央廃棄物処理組合情報公開条例（平成26年道央廃棄物
処理組合条例第13号）第21条の規定により道央廃棄物処理組合公平委員会の
所管に係る公文書の公開について、必要な事項を定めるものとする。

(公開の手続、方法等)

第2条 道央廃棄物処理組合公平委員会が行う情報公開の手続、方法等につい
ては、管理者の所管に係る公文書の例による。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。